

平成26年度 東京都立神代学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月 3日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることから、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよういじめを行わせない。
- (2) 生徒の生命及び心身の保護に努め、いじめから守り通すとともに、生徒のいじめに関する理解を深め、いじめを見過ごさず解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- (3) いじめを防止するために、学校全体で防止策を講じる。
- (4) 学校だけでなく、家庭、地域、関係機関等と連携し、社会全体でいじめ問題を克服することを目指す。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、事案に対し適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第23条により、学校におけるいじめ防止等の対策のため、学校いじめ対策委員会を設置し、対応の中核を担う。

イ 所掌事項

- 学校における取組や年間指導計画を作成する。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いや生徒の問題行動に関する情報を収集する。
- いじめの疑いが明らかな場合は、情報を共有し、関係生徒への事実確認、指導や支援体制、対応方針を決定する。

ウ 会議

- 任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 学校いじめ対策委員会は年度当初に第1回委員会を開催し、外部委員の委嘱をする。設置目的により、いじめの可能性のある事案が発生した場合に招集することがあることを確認する。
- 校内における対応は、学校いじめ対策委員会の方針を受け、生活指導部が中心となっていく。

エ 委員構成

校長 副校長、生活指導部主任、各学年担任3名、養護教諭とする。校長を委員長とし、生活指導主任を事務局とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめの事実が発生した場合、学校と関係機関とが連携して早期解決、適切な対処、再発防止策等必要な措置を講ずる。

イ 所掌事項

- 重大事態が発生した場合に対処する。
- 被害生徒または保護者が望む場合に支援する。
- 調査の公平性・中立性を確保する。
- 客観的な事実関係の調査、二次的被害の防止を講じる。

ウ 会議

- 任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 年度当初に招集し、設置目的を周知し、いじめの可能性のある事案が発生した場合に招集して対応することを確認する。

エ 委員構成

校長 副校長、生活指導部主任、各学年担任3名、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA役員1名、警視庁調布警察署生活安全課スクールサポーター1名、仙川商店街代表者1名とする。校長を委員長とし、生活指導主任を事務局とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導計画を作成する。
- イ 生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる集団づくりを行う。
- ウ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- エ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめを含む）防止のための啓発活動を推進する。
- カ いじめ撲滅キャンペーン、言葉による暴力防止、情報モラルの啓発等生徒会による主体的な取組を実施する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒の変化や危険信号を見逃さないため、いじめ発見のチェックシートを活用、アンケート調査を実施する。
- イ 毎学期初めに、個別面談を実施し、生徒観察、信頼関係の構築に努め、相談しやすい体制を整える。スクールカウンセラーを活用する。
- ウ いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある早い段階からの的確にかかわりをもつ。
- エ 全教員による校内巡回を通して生徒の様子を観察する。
- オ 隠蔽したり、軽視することなくいじめを認知することができるよう校内研修を実施し、教職員の資質の向上に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア 生徒からいじめに関する相談・通報を受けた時は、速やかに対応する。
- イ チェックシート、アンケート結果、日常観察により、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対策委員会を招集し、適切に処理をする。
- ウ いじめの発見、通報があった場合には、迅速に組織的な対応をし、被害生徒の安全を確保しながら、関係生徒から複数の教員で事実確認をして情報把握に努め、いじめと判断された場合は、教育的配慮の下加害生徒に毅然とした態度で指導する。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力及び関係諸機関と連携して取り組み、いじめ被害を拡大させない。

オ ネット上のいじめの場合は、発信者が特定されずに進行する特性をよく踏まえ、状況を十分に把握し、効果的な対応ができるように細かな情報や周辺の情報も含めた情報収集と記録を丁寧に行う。発信された情報が急速に広がることを考慮に入れ、データを削除させる等被害が、拡散しないよう十分に配慮し対応する。

(4) 重大事態への対処

生徒の生命、心身、財産等の被害を受けた場合、長期間の欠席が続く場合、校内に調査機関を設置し、家庭と連絡を取り、必要に応じて外部機関と連携をしながら対応する。

ア いじめの疑いに係る情報があった場合に、学校サポートチームを招集して緊急会議を開催する。関係のある生徒への事実関係の聴取をして、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録をし、学校で情報を共有する。生徒の生命、身体、財産に重大な損害が生じる恐れがあるなど犯罪行為としてのいじめであると認める場合は、警察署に通報し援助を求め、連携して対処する。

イ いじめの事実が確認された場合は、指導や支援体制、対応方針を決定し、保護者への報告など迅速な対応を組織的に実施する。

ウ 被害生徒の事情や心情を汲み取り、継続的なケアを行い、学校生活復帰支援学習支援を講じる。必要に応じて、別室指導や登校できない期間の配慮をし、生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。

エ 必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の協力を得ながら、加害生徒のいじめをやめさせる。加害生徒に、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害生徒の抱える問題にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感、疎外感を与えないよう指導計画を立て、教育上必要があると認めるときは適切に懲戒を加えるなど毅然とした対応をする。

オ 再発防止のため、被害生徒・保護者への支援、加害生徒・保護者への助言を継続的に行う。また、傍観していた生徒に対しては、いじめは許されない行為であることを理解させ、いじめを止められない場合でも教員に知らせるよう指導する。

5 教職員研修計画

(1) 全ての教職員の共通認識を図るため、年に1回以上、生徒指導上の問題、いじめに関する校内研修を実施する。校内研修を通して、教員の自己啓発及び資質向上を図る。

(2) いじめが生まれる原因や背景、自他の人格を尊重する態度の育成、自己有用感が高められる教育活動等についての見識を広める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) HR通信、保護者会を通して、学校の基本方針について保護者の理解を得る。

(2) 日頃から保護者が相談しやすい体制を整備し、いじめの被害生徒の保護者には、家庭訪問等により事実関係を伝える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会等を活用し、学校、PTA、地域の関係団体がいじめ問題について協議する機会を設ける。

(2) 重大事態が発生した場合は、警察、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家等に援助を求め、公平性・中立性を確保して適切に対応できるように、サポート体制を整える。

(3) 重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署へ通報し、初期段階から連携して対応する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめの有無や発生件数のみを評価せず、以下の評価項目を設ける。

- ・いじめ問題の発覚を隠蔽しない
- ・安全確保、実態把握等迅速な対応をしたか
- ・適切な指導が行われたか
- ・組織的な取組であったか
- ・再発防止策を検討したか

(2) 年度末に取組評価を実施し、期待する指標等の改善が見られなかった場合は、原因を分析し、取組方法を見直す。

(3) 全ての教員が何をすべきかがわかり、学校の生徒育成方針や協力してほしいことが保護者や地域に伝わるような行動計画にしていく。